

研究論文 (Articles)

供述調書の理解を促進するツールの有用性の検討¹⁾

——裁判員の理解支援をめざして——

山田 早紀・サトウタツヤ

(日本学術振興会／立命館大学大学院文学研究科・立命館大学文学部)

The Effect of the Visualization Tool for Saiban-in's Understanding of Statements in Criminal Cases

YAMADA Saki, and SATO Tatsuya

(Japan Society for the Promotion of Science/Graduate School of Letters,
Ritsumeikan University/College of Letters, Ritsumeikan University)

In Japan, the jury system, the Saiban-in trial system, was introduced in May, 2009. Under this system, the lay judges chosen from the citizen participate in some types of criminal cases with professional judges. When lay judges try incidents in which two or more defendants are prosecuted, and incidents in which defendants deny their charges, it would be expected for it to be difficult for lay judges to understand defendants' statement. Yamada (2009) developed the KTH CUBE system which visualizes the statements in three dimensions. The present research considered the effect of KTH by comparing both the understanding and the judgment to an incident when statements were presented in different reference medium of statements (paper, video, and KTH condition) in a mock jury case. It turned out that the effect of KTH was not seen when lay judges referred to KTH by themselves without explanation. This shows that it is necessary to consider and explore effective methods of presenting KTH.

Key Words : KTH CUBE system, statements, saiban-in system

キーワード : KTH CUBE システム, 供述調書, 裁判員制度

1. 序論

1-1. 裁判員裁判に向けた法廷プレゼンテーション・ツール；KTH CUBE システム

1-1-1. 虚偽自白研究における二次元的視覚化

2009年5月に始まった裁判員制度によって、日本では一部の刑事事件の裁判へ一般市民が参加することとなった（以下、裁判員裁判）。裁判員制度は、一般市民から選ばれた裁判員が刑事手続のうち地方裁判所で行なわれる刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度である。日本で裁判員制度が導入された理由

1) 本論文は、2010年度立命館大学大学院文学研究科博士前期課程心理学専修の修士論文の一部である。

はいくつかあるが、その一つは刑事事件の裁判の審理を「迅速」かつ「わかりやすく」し、一般市民にとって司法をより身近なものにすることであった（最高裁判所，2009）。従来，裁判官が供述調書を読み込んで自白の信用性の判断を行っていたが，裁判員裁判では法廷や評議室という裁判の審理の中で同じ作業を，裁判員も交えて行なう。「わかりやすい」裁判を実現するためには，供述調書が信用できるか否かを判断するための工夫が必要であり，その鍵となるのが視覚的な工夫である。

そもそも法と心理学領域における虚偽自白の検出のための研究は20世紀のヨーロッパから始まり，世界中で虚偽自白研究が行なわれてきた。刑事事件での被告人や証人の証言，供述調書の評価に関する供述心理学の技法のひとつとして，Gudjonsson（1992）は供述分析を挙げている。供述分析は供述の信用性を判断し，虚偽自白を検出するための手法で，ドイツの心理学者 Undeutch によって開発され，スウェーデンの心理学者 Trankell によって体系化された。このように1970年代の Undeutch から始まった虚偽自白検出のための研究であったが，日本では心理学者の浜田が日本司法制度の独自性を考慮した供述分析として「供述調書そのものを題材」にした研究を行なっている。その理由について浜田・伊藤（2010）は，取調室でのやりとり全体が記録された「全面可視化」が行なわれない以上，供述調書という「汚染されたデータ」こそが取調室の場の圧力を記録した唯一の証拠であり，そうした供述調書の評価を被告人という当事者の「渦中」の視点に立って行なうことが必要である，としている。虚偽自白を含む供述調書は丹念かつ詳細に分析することで，内容に不合理な点を見つけることができるというのが浜田の立場であり，以下ではこの浜田の手法を浜田式供述分析と呼ぶ。なお浜田が「汚染されたデータ」と呼ぶのは，一人称語りになっている調書

が被疑者ではなく取調者によって書かれていることを指している。浜田は供述調書を捜査官と被疑者の相互作用の所産データとみなしている。浜田式供述分析は，そうした前提をもとに供述調書について，被疑者が真犯人であるか無実の人であるかという2つの仮説を立て，どちらの仮説がよりよく供述データ全体を説明するかを検討する手法である（浜田，2005）。その際には，供述調書を録取された時間順に並べ，その順番に読み込んで分析するという特徴がある。

こうした従来の虚偽自白研究をふまえ，図を用いてそのプロセスを視覚化しようとしたのは小笠原（2006）の研究に始まる。この研究では，複数の対立する主張を複線径路・等至性モデル（サトウ，2009；以下，TEM）を用いて整理した。対立のおきている裁判では，検察官と弁護人すなわち被告人らの主張が対立するものの最終的には一つの結果に至る（等至点）ことから，TEMを用いることで2つの対立する径路について検討することが可能になる。TEMは，人間の人生において異なる径路をたどりながら類似の結果に至るという意味での等至性を仮定しており，等至性をもつ地点（等至点）に至るまでにほぼ必然的に通るものとして必須通過点があるとしている。さらに，TEMを描くことで「非経験事象の可視化」を行なうことができる。事件において「他にありえた現実の可能性」を示せるのである。

1-1-2. 三次元的視覚化の重要性

供述調書をわかりやすく整理する方法として，裁判の実務に携わる者（特に弁護側）においては，表計算ソフト（エクセル）などを用いて供述調書を二次元の表で整理することが行なわれていた。時間を縦，供述者を横にとることで，複数人の供述の整理が可能になる。しかし，この手法では，いつどこで誰が何を供述したかは整理されるが，肝心の事件そのものの流れが整理さ

れない。一方で TEM を用いた小笠原の手法は事件における対立軸、原事件の流れを二次元として用いていたが、この場合には供述者の供述の時間順序が捨象されていた。

したがって原事件の時間の流れ、事件における対立軸、供述の時間順序の3つの次元をそのまま生かすには二次元表現ではなく三次元表現が必要となる。

ところで、情報の三次元表現は、情報工学の分野で行なわれてきており、KACHINA CUBE システム（以下、KC；斎藤・稲葉，2008）はそうした技術の一つである。KC は本来、地域の歴史や文化に関する断片的な語りを、対象となる地域の地図の二次元に時間の次元を加えた仮想三次元空間へ格納・蓄積するものであった。その地域に関するそれぞれの人の語り（以下、フラグメント）を時間的・論理的な順序に基づいて繋ぎ合わせることで物語性をもつナラティブを保存・継承することを目的としていた。

1-1-3. 供述の三次元的視覚化としての KTH

供述調書の整理に三次元的な手法を取り入れたのは山田（2011）である。山田（2011 前出）は、供述調書の整理の際に、KC、TEM、浜田（Hamada）式供述分析という3つの手法を用いたことから、各手法の頭文字をとって KTH CUBE システムと名づけた（以下、KTH システム）。KTH システムは、刑事事件の裁判で扱われる供述調書を、事件自体の時間の流れ、供述調書の録取された時間の流れという2つの時系列と、事件の争点、被告人の別に沿って提示するためのシステムであった（山田，2011 前出）。KTH システム作成のためには、まず浜田式供述分析を用いて供述調書を整理する。供述調書がどのような箇所に変遷しているのかを

検討し、その事件における着目点を決めるのである。次に検察官・弁護人の対立を表すために TEM を用いて、検察官・弁護人の主張の対立する項目を設定し、事件の起こる地点までにありえた事象の視覚化を行なう。そして最後に、この TEM によって描いた径路を、供述調書が録取された時間ごとに蓄積する。なお KTH システムにおいて、KC でいう「人の語り」としてのフラグメントに該当するのが、被告人の供述調書におけるできごと一つひとつの項目である。この KC の手法を用いることで、被告人が供述した事件の事象についての地図を作成し（Figure 1）²⁾、供述調書が録取された時間軸を用いて三次元で表現することで、フラグメントに関する地図、時間の観点からみた分布が視覚化される。このように作成された KTH システムを用いて供述調書を参照することで、被告人の中には検察官が主張する項目を一切、通らない径路を供述していること、検察官が主張する項目よりも、

	開始	掴む	接触	転倒	対峙	暴行	強奪	致傷	強奪	逃走
走る	両手	抜ける	転倒	無	無	無	有	有	逃げる	
	右手				両手・両肩		倒れる			
	左手	抜かず	保持	有	右手・左肩	有	無			

Figure 1 KTH の元となる地図

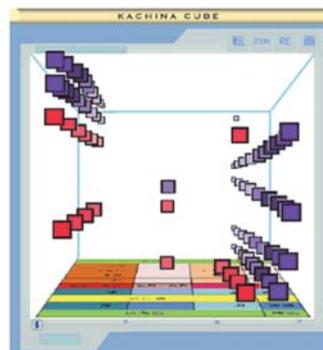


Figure 2 供述調書における経路の分布

2) 3) Figure 1, 2 は本論文における KTH の説明用に作成したものであり、山田（2011）の KTH とは別のものを使用している。

弁護人の主張する項目を通る経路を供述していることが多いということが視覚的に示されやすくなった (Figure 2)³⁾。このことから、KTH システムの運用によって裁判員が、虚偽自白検出を行ないやすくなる可能性が示唆された。

1-1-4. 効果測定の必要性

山田の研究は複数の被告人がいる事件の供述調書を三次元空間内に配置することでわかりやすさを高めることを目的としていた。しかし、山田 (2011 前出) では、わかりやすさについての具体的な検討は行なわれておらず、KTH システムは本当にわかりやすいのか、ということについては検証がなされていない。KTH システムの参照で裁判員にとってわかりやすさが高まったのかどうかについて検討する必要がある。

1-2. 本研究の目的

これまで、裁判員裁判と虚偽自白の問題、両者の接点で問題となっていることがらを、解決する目的で開発された KTH システムについて検討してきた。しかしながら KTH システムは、いまだその効果測定についての研究がなされていない。効果測定を行なうことで、KTH システムがいかなる点で供述調書に関して「わかりやすい、法廷プレゼンテーション」を行ない得るものであるかを探索する必要がある。これにより今後、KTH システムを実際の裁判場面で使用する際に留意すべき点の生成を図ることができると考えられる。したがって本研究では、供述調書を読み上げている人物の映像を見る、従来の手法による供述調書の参照、供述調書を整理する際の従来の、表計算ソフト・エクセルを用いてまとめた表による供述調書の参照、そして KTH システムによる供述調書の参照について、供述調書の内容の理解の程度、判断がどのように異なっているのかを調べることを目的とした。KTH システムでは供述調書を視覚的に

整理されており、かつ新しい技術を用いていることから新規性が高じていると考えられるため、紙、ビデオいずれと比較しても事件に関する理解度や、提示媒体のわかりやすさ評定が高まっていることが予想される。KTH システムがわかりやすい説明を可能にしているかどうか、そうでなければ改善方向を見出し、裁判員の理解支援ツールとしてのさらなる有用性の検証を行なうことを目指した。なお、複雑な否認事件が扱われると裁判員裁判は長期化する恐れがあることから、今回は、複雑な否認事件に関する供述調書に関する KTH システムの有用性を検討することとした。

2. 方法

2-1. 要因計画

供述調書を参照する際の媒体の違い (供述調書を紙に印刷したもの、供述調書を朗読している人物を撮影したビデオ、供述調書を KTH システムで表示したもの ; Figure 3) による 1 要因 3 水準の条件間比較計画であった。独立変数は供述調書の参照媒体、従属変数は理解度テスト、事件に対する裁判員としての判断、提示媒体のわかりやすさ評定であった。

2-2. 実験参加者

今後、裁判員に選ばれる可能性のある大学生 42 人 (平均年齢 20.7 歳, $SD=1.6$ 歳, 男性 21 人, 女性 21 人) が参加した (以下, 参加者)。参加者は、供述調書を紙に印刷したものを参照する条件 (以下, 紙条件)、供述調書を朗読している人物を撮影したビデオを参照する条件 (以下, ビデオ条件)、供述調書を KTH システムで表示したものを参照する条件 (以下, KTH 条件) の 3 条件へ無作為に割り当てられた。ただし、法に関する知識に偏りが生じる可能性を避けるため、法学部の学生は参加者から除外した。

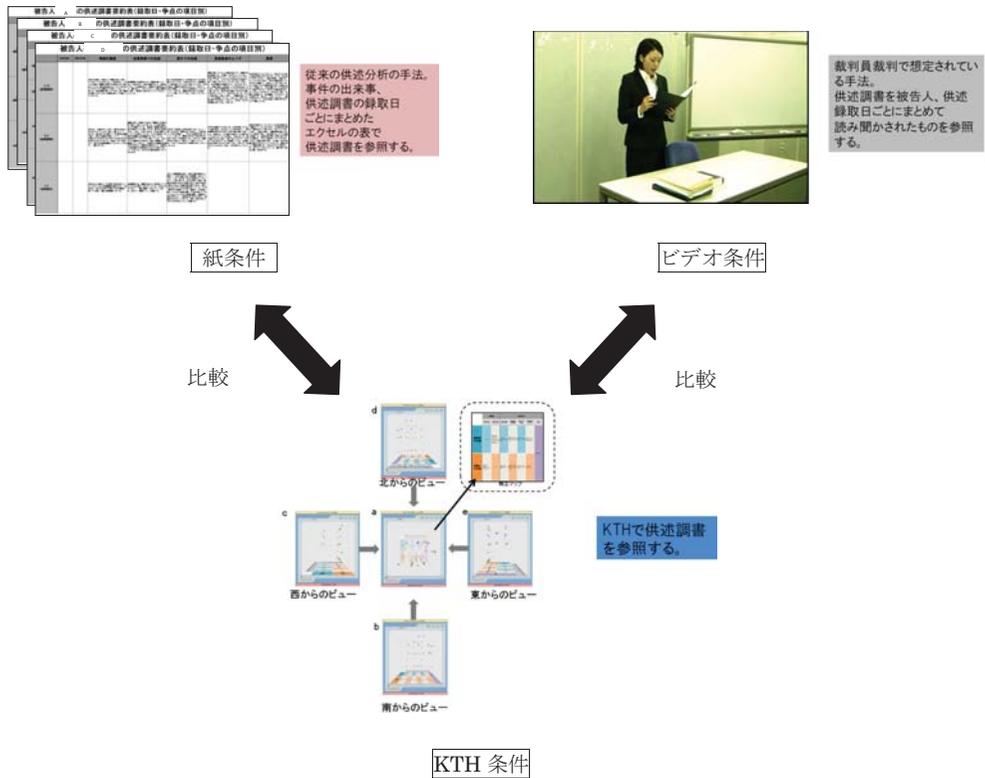


Figure 3 本研究における3条件の従属変数としての供述調書の参照媒体の違い

2-3. 刺激材料

最高裁判所（2011）は、否認事件では被告人や証拠が増加し、また、事件の内容が複雑であったり、証拠の数が多くなったりすると裁判員が「わかりにくい」と感じる人が多いというアンケート結果を発表している。そこで、本研究では、「わかりにくい」事件を裁判員が審理する場合を想定するため、取り扱う事件を複数の被告人がいる否認事件を設定した。事件は、実際の、複数の被告人が強盗致死罪について争った事件の供述調書をもとに、架空の事件を作成した。参加者に提示したのは、(a) 事件に関する事前情報、(b) 各条件の刺激であった。

(a) 事件に関する事前情報 供述調書だけでは分からない、事件に関する情報を補足するた

め、①「事件概要」、②「人物関係図」、③「判断にあたって」を作成した。

①「事件概要」 被告人が複数いる強盗致死罪が争われた事件の供述調書を改変し、被告人4名が強盗致死罪について争っている架空の事件を作成した。「事件概要」は捜査段階と公判段階の2つの項目で構成した。捜査段階の項目では、事件発生から、警察による捜査、検察による捜査について示し、警察と検察の違いについても説明した。公判段階の項目では、検察の起訴状の内容、被告人らの主張、争いのない事実について示した。「事件概要」の内容は、以下の通りであった。

2009年5月21日早朝、2名の男性の射殺が発見された。被害者は、XとYであった⁴⁾。捜査の結果、A、B、C、Dの男性4名が逮捕された⁵⁾。警察、検察、いずれの取調べでも被告人が自白したため、検察はこの4名を強盗致死罪で起訴した。検察官の起訴状によると、事件は「被告人Aが『架空の取引に乗じて取引相手をおびき出し、拳銃で脅して取引代金を奪うか、殺してでも代金を強奪する』という計画を立て、他の被告人3名にもその計画を打ち明け、その実行を遂行する手伝いを行なう承諾を得て、実際に被告人Dが被害者2名を射殺して、取引代金の一部を奪って逃走した」という経緯で起こったとされた。しかし、裁判で被告人らは計画の存在を否定して無罪を主張した。

- ②「人物関係図」 被告人4名(A、B、C、D)、被害者(X、Y)それぞれの関係を図示した。
- ③「判断にあたって」 裁判で争点となった強盗致死の計画に関する、「検察側と弁護側の主張の対立」(Table 1; 以下、対立主張項目)を説明した上で、裁判で「証拠となった供述調書の一覧表」を示し、参加者が裁判員として判断すること2点(「事件は被告人Aらの『計画』に基づいて起こったというこ

とが供述調書から読み取れるか」「事件はどのような経緯で起こったといえるか)を記した。

(b) 各条件の刺激 供述調書を提示する際の媒体は各条件で異なるものを作成したが、供述調書の内容は、すべての条件で同じであった。紙条件の刺激は、①「被告人らの供述調書の要約表(録取日・争点の項目別)」(以下、要約表)、ビデオ条件は、②「被告人らの供述調書の要約を朗読している人物のビデオ」(以下、朗読ビデオ)、KTH条件は、③「被告人らの供述調書をKTH化したもの」(以下、KTH)であった。

①紙条件の刺激; 要約表 被告人4名の供述調書をTable 1の主張対立項目ごとに整理して提示するために要約表を作成した。事件を否認事件として設定するため、供述調書は、被告人らが「計画」について否認したものと自白したものが混在し、供述内容も供述調書が録取された日(以下、供述録取日)や被告人によって異なったものを作成した。本研究の供述調書は、「被告人Aは一貫して『計画』を否認していた」、「被告人Cは被告人Bが『計画』を『自白』した後になって、『自白』し始めた」、「被告

Table 1 「判断にあたって」で提示した、検察・弁護側の対立主張項目

	事件前		事件当日				
	被害者Xの誘い	被告人Aの計画	拳銃の調達	旅館での会話	道中での会話	殺害直前のようす	殺害
検察官の主張	なかった	被告人Aが架空の取引にかこつけて取引相手をおびき出し、現金をだましとるか、殺して現金を奪うという「計画」をたてた	「計画」の実行のために調達した	被告人Aが「計画」に関して他の被告人らに告げた	被告人Aの「計画」について話していた	被告人Aの「計画」に基づいて役割分担をした	殺害はあった
弁護人の主張	被害者Xが被告人Aに取引の手伝いを持ちかけた	なかった	抗争の際の武装のために調達した	被告人Aが「計画」に関して他の被告人らに告げなかった	被告人Aの「計画」について話さなかった	役割分担はなかった	

4) 5) 実際の実験において、被害者・被告人の名前は「山田早紀」のように漢字表記で架空の姓名を設定した。

人Dは、被告人B, Cが『計画』を『自白』した後になって、『自白』し始めた」という内容に設定した。この設定によって、供述調書をKTHで整理した際に、供述にばらつきが生まれるように想定した。なお、紙条件で作成した供述調書は、他のビデオ条件、KTH条件でも使用して、3条件で刺激となった供述調書は同じ内容であった。

②ビデオ条件の刺激：朗読ビデオ 1人の人物が、被告人4名の供述調書を、被告人ごとに、事件の流れに沿って、供述調書の録取された順番に朗読している映像を作成した。映像は、女性1名が画面中央で原稿を手に、供述調書を朗読している様子であった。朗読した原稿は、紙条件で作成した供述調書を被告人ごと、日付順に示したものであり、総文字数は8340文字、そのうち供述調書そのものを朗読した部分の原稿は8145文字であった。なお朗読ビデオ全体の長さは26分18秒であった。

③KTH条件の刺激：KTH 作成は、(1)概念マップの作成、(2)供述調書のプロットの2段階を経た。

(1)概念マップの作成 前述の対立主張項目を概念マップとし、対立が見やすいよう、検察官の主張と弁護人の主張の項目に色分けを施した。

(2)供述調書のプロット まず、検察官と弁護人の主張のどちらに沿ったものであるのかについて、被告人ごとの供述調書を分類した。次に被告人ごと、供述録取日別に、供述調書の対立主張項目1つにつき1つのフラグメントを割り当て、合計で42個のフラグメントを概念マップの上にプロットした。フラグメントは被告人ごとに違いが見やすいように色分けを行ない、被告人タブ機能を用いることで各被告人のみのフラグメントを表示させることができた。なお、KTHはコンピュータの仮想三次元上に立方体

として設置しているため、5つの角度から1つの角度を選択して見る事ができた（底面となる概念マップ側から見た角度は選択できなかった）。KTHを実行すると、はじめの画面は立方体を上からみた画面であった（以下、上からビュー；Figure 4のa）。さらに、回転させると、立方体を横から見た画面に切り替えることができた（以下、横からビュー）。横からビューは4種類あり、概念マップを見る方角によって画面が異なることから、それぞれを「南からのビュー」（Figure 4のb）、「西からのビュー」（Figure 4のc）、「北からのビュー」（Figure 4のd）、「東からのビュー」（Figure 4のe）とした。なお、KTHを回転させるとはじめの画面は「南からのビュー」であった。

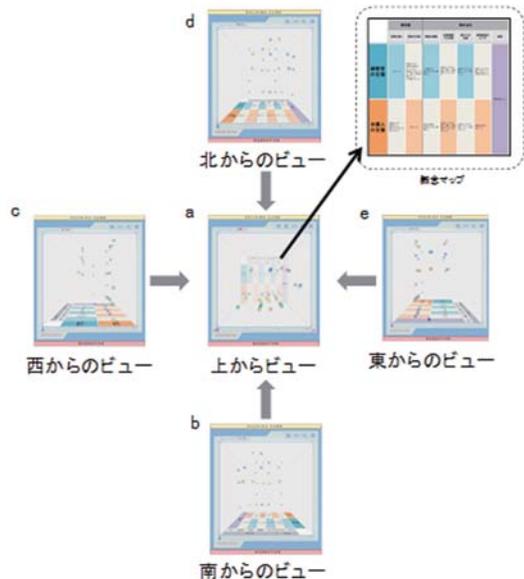


Figure 4 本研究におけるKTHの概念マップと5つのビュー

2-4. 装置

(a)紙条件、(b)ビデオ条件、(c)KTH条件の各条件で、供述調書を参照する際の装置は異なっていた。

(a) **紙条件** 要約表は、各参加者に1部ずつ被告人の供述調書をまとめた表を用意した。要約表は、被告人1人につき1枚ずつA3サイズで横向きに印刷し、4枚の要約表として提示した。表の見方として、要約表に説明文を添付し、参加者にはこの説明文を各自で読んで、要約表を参照するよう教示した。供述調書を参照する際は、参加者自身が各自で自由に要約表を参照した。

(b) **ビデオ条件** ビデオは、複数の参加者がプロジェクタで映し出されたものを同時に見た。Windows Media Player を使用して、HP 製 パーソナル・コンピュータの Pavilion Notebook PC dv2 (OS : Windows Vista Home Premium) で再生した。参加者 12 人には NEC 製 プロジェクタ (NP61J) と岡村製作所製ホワイトボード (4W815P) を使用して投影した映像、参加者 2 人には BenQ 製 プロジェクタ (MP721) と SHARP 製スクリーン (XU-MB80F) を使用して投影した映像を提示した。また音声は、参加者 14 人全員に対して同じスピーカを用い、同じ音量で再生した。ビデオの再生および停止は実験者が行ない、ビデオの途中停止や巻き戻しは行なわなかった。

(c) **KTH 条件** KTH は、各参加者に1台ずつ DELL 製 パーソナル・コンピュータ (以下、PC) の DIMENSION 9200C (OS : Windows XP) を用意してその PC 上で実行し、DELL 製ディスプレイ (1708FPt, 解像度 1280×1024) で提示した。はじめに7～8分間、実験者がプロジェクタで出力した KTH を操作しながら使い方の説明を行なった。使い方の説明は、「供述調書のまとめ方」、「供述調書の内容の表示方法」、「KTH の回転のさせ方」の3つの項目を含んでいた。また参加者に対しては、実験者が使い方の説明をする前に操作マニュアルとして「KTH の使い方」を提示していた。「KTH の使い方」は、実験者が操作の説明で提示した3つの項目を含ん

でいた。供述調書を参照する際は、参加者自身が各自で自由に PC を操作しながら KTH を参照した。

2-5. 質問紙

参加者には (a) 質問紙①, (b) 質問紙②, (c) 質問紙③を順番に回答することを求めた。

(a) **質問紙①** 質問紙① (以下、理解度テスト) は、供述調書の内容に関する理解度と、参加者自身の解答が正しいと思う自信の程度 (以下、確信度) を測る質問紙であった。

理解度テストの問題は、事件における「計画」について検察官の主張に合致するものや弁護人の主張に合致するもの、各被告人の行動に着目したものなど事件の経緯について判断するために必要な項目を選択して合計で18問作成した (Table 2)。なお理解度テストは、すべて多肢選択式の問題であった。理解度テストは再認問題、穴埋め問題、正誤問題の3種類を設定した。この3種類の問題を18項目に振り分けて理解度テストを作成した。また、問題1問ごとに参加者は確信度 (7件法, 1: 全く自信がない, 7: 非常に自信がある) を回答した。

(b) **質問紙②** 参加者が供述調書を参照して、事件はどのように起こったと判断したのかを回答する「事件の経緯」とそのように判断するのに根拠とした供述調書 (自由記述)、被告人4名の「有罪無罪判断」とその理由の回答を求める質問紙であった。

(c) **質問紙③** 参照媒体に関する参加者のわかりやすさ評価を測定する質問紙であった。参加者は、提示方法のわかりやすさ (以下、わかりやすさ評定; 7件法, 1: 非常にわかりにくかった, 7: 非常にわかりやすかった) と、その理由 (自由記述) を回答した。

2-6. 手続き

1回の実験には、参加者1～4人が参加した。

Table 2 理解度テストの18項目の内容と選択肢の数一覧

項目	項目名	内容	選択肢数
1	①-1 事前計画	事件以前から「計画」を知っていたのは誰か	4
	①-2 事前計画の調書	①-1を裏付ける調書	4
	②-1 拳銃依頼の相手	拳銃依頼をはじめにされたのは誰か	4
	②-2 拳銃依頼相手の調書	②-1を裏付ける調書	4
	③ とどめ	被害者を刺したのは誰か	4
	④ 被害者誘導	被害者を現場へ連れて行ったのは誰か	4
	⑤-1 検察官主張合致	検察官主張にすべて沿う供述はあったか	2
⑤-2 検察官主張合致調書	検察官主張にすべて沿う供述をしたのは誰か	4	
2	① 被告人Cの「計画」詳述調書	被告人Cが「計画」を詳述した調書はいつのものか	4
	② 被告人D誘導	被告人Dを現場へ連れて行ったのは誰か	4
	③ 旅館での「計画」	旅館で「計画」を聞いたという調書は誰のものか	4
	④ 役割指示	犯行直前の現場で役割を指示したのは誰か	4
	⑤ 被告人B「強盗」	被告人Bが被害者から紙を奪ったと供述したのは誰か	4
3	① 旅館被告人A指示	旅館を出る際「時間稼ぎ」を被告人Aが被告人Bに指示したか	2
	② 被告人D5/29調書は検察側	被告人D5/29調書は検察主張に沿っていたか	2
	③ 被告人C「計画」を被告人Dへ告知	被告人Cは拳銃依頼の理由を被告人Dに「計画のため」と告げたか	2
	④ 被告人B調書は検察側	被告人B調書は検察主張にすべて沿っていたか	2
	⑤ 被告人D「計画」を道中で認知	被告人Dは「計画」の詳細を現場へ行く途中で聞いたか	2

実験の前に、実験者は参加者に対し、実験における離脱が自由である旨を告げて承諾を得た。その後、実験の流れについて説明し、「今から皆さんは強盗致死罪が争われている事件の裁判員です」と教示して、実験には裁判員として参加することを求めた。はじめに参加者には、裁判員として判断する事件の「事件概要」と「人物関係図」を提示した。実験者は参加者にこれらの資料を読みながらメモをとり、内容を理解するよう教示した。「事件概要」を参照する時間は10分間であった。実験者が「事件概要」のみを回収したのち、裁判での争点と、裁判員として判断することについて整理した「判断にあたって」を参加者に配布した。実験者は「判断にあたって」を読み上げ、参加者には、自分が目にする供述調書から読み取れる内容に基づいて判断するよう、教示した。その後、参加者は割り当てられた条件に応じた媒体の供述調書を参照した。参照する際にはメモをとって内容を理解するよう、教示した。供述調書を参照する時間は、朗読ビデオの時間で統一して、いずれの条件も約26分間であった。供述調書の参照後、紙条件では実験者が供述調書を回収、ビデオ条件では

実験者がビデオを停止、KTH条件では実験者が参加者にPCのディスプレイ上のウィンドウを終了させるように教示し、供述調書の参照作業は終了した。最後に参加者は質問紙①に回答した。質問紙①（回答時間10分）の回答はメモを見ながら行なってもよいことを教示した。次に参加者は、質問紙②（制限時間なし）に回答した。すべての質問紙の回答を終えたのち、参加者にデブリーフィングを行ない、実験は終了した。実験の所要時間は62～113分であった。

3. 結果と考察

3-1. 結果の算出方法

3-1-1. 理解度テスト

分析に当たって、理解度テストについては模範解答を作成し、模範解答に基づいて採点を行なった。なお、1-②-2「拳銃依頼相手の調書」項目（「はじめに拳銃調達を依頼した相手が誰であったか」を裏付ける供述調書は誰のものか）には、解答が3つあった。つまり3名の調書を選択する必要があった。しかしながら日本の司法制度では、検察官は事実を証明することがで

きる証拠が複数存在する場合、その中でどの証拠の取調べを請求するかを検討して最も「良い」証拠を選ぶという「最良証拠」の考えが存在する（最高検察庁，2009）。したがって今回の採点では、参加者の解答した調書が模範解答の中で1つでも一致している場合、裁判員が「最良証拠」を選択したものとし、その項目は正答と判断した。理解度テストは、全18項目中の正答数に基づいて、条件ごとに正答率を算出した。また各項目についても正答率を算出した。

3-1-2. 理解度テストの確信度

理解度テストの質問紙では、各項目についての解答の確信度の回答を求めている。分析にあたっては、各項目について正答であった参加者の確信度は、「確信度 - 0.5」、誤答であった参加者の確信度は「- 確信度 + 0.5」とし、参加者が回答について正しい確信を持っていたのか、誤った確信を持っていたのかを検討した。したがって回答の確信度は0を基準とし、- 6.5 ~ 6.5の範囲で1刻みの数値に変換した（以下、換算確信度；- 6.5：強い確信をもって誤答，6.5：強い確信をもって正答）。

3-1-3. 事件の経緯と判断の確信度

事件の経緯に関する質問紙では、事件がどのような経緯で起こったものであるかについてと、その判断の根拠となる供述調書を挙げることを求めている。しかし、参加者の中には事件の経緯について、証拠に基づかない判断をしている者もいた。このことから証拠に基づかない判断をしている場合には、事件の経緯について「誤答」したものと判断し（以下、誤答項目）、誤答項目は、「誤答項目有 = 1」として、条件ごとに事件の経緯における誤答率を算出した。また、事件の経緯の判断における確信度は、理解度テストの確信度と同様に - 6.5 ~ 6.5の換算確信度として、算出した。

3-1-4. 各被告人の「計画」の認知

事件の経緯に関する回答と各被告人の有罪無罪判断理由の回答から、各被告人が「計画」を認知していたかどうかを検討し、条件ごとに被告人別の判断率を算出した（以下、「計画」認知判断率）。さらに、各被告人が「計画」を認知していたと判断した参加者の判断の根拠については、本人の供述調書（以下、本人自白）、他の被告人の供述調書（以下、共犯自白）、あるいは根拠について言及がないか（以下、言及なし）での3項目で分類して数値化し、条件ごとに判断率（以下、「計画」認知根拠判断率）を算出した。

3-2. 結果

3-2-1. 実験の所要時間

実験の平均所要時間は、紙条件で78.3分（ $SD = 5.8$ 分）、ビデオ条件で73.6分（ $SD = 8.3$ 分）、KTH条件で85.9分（ $SD = 12.9$ 分）であった。所要時間について、参照媒体を要因とする一要因分散分析を行なったところ、主効果が優位であったため（ $F(2, 39) = 6.0, p < .01$ ）、LSD法による多重比較を行なった。多重比較の結果、紙条件とKTH条件、ビデオ条件とKTH条件の間で有意な差がみられた（ $MSe = 89.4, p < .05$ ）。

3-2-2. 理解度テストの平均正答率とわかりやすさ評定

理解度テストとわかりやすさ評定について、3条件の平均値の比較を行なった。まず、理解度テストの正答率の平均値は、紙条件で65.1%（ $SD = 11.8\%$ ）、ビデオ条件で68.7%（ $SD = 8.6\%$ ）、KTH条件で63.5%（ $SD = 10.4\%$ ）であった。理解度テストの正答率について参照媒体を要因とする一要因分散分析を行なったところ、主効果は有意でなかった（ $F(2, 39) = .9, n.s.$ ）。次に、わかりやすさ評定の平均値は、紙条件で3.7（ $SD = 1.5$ ）、ビデオ条件で2.6（ $SD = 1.4$ ）、KTH条件で3.0（ $SD = 1.9$ ）であった（Figure 5）。わか

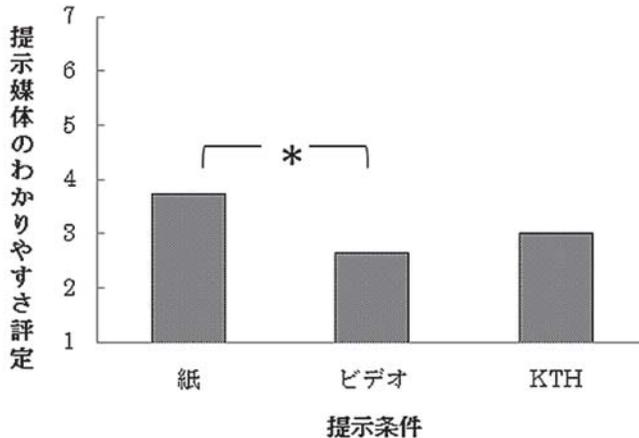


Figure 5 参照媒体のわかりやすさ評定の平均値に関する3条件の比較
*印は条件間で有意な差（5%水準）がみられたことを示す

りやすさ評定について参照媒体を要因とする一要因分散分析を行なったところ、主効果が有意な傾向を示したため ($F(2, 39) = 2.3, p < .10$), LSD法による多重比較を行なった。多重比較の結果、紙条件とビデオ条件の間に有意な差がみられた ($MSe = 2.4, p < .05$)。

3-2-3. 理解度テストの確信度

理解度テスト全体の換算確信度の平均値は、紙条件で1.5 ($SD = .9$), ビデオ条件で1.6 ($SD = .6$), KTH条件で1.3 ($SD = .7$)であった。理解度テスト全体の確信度について参照媒体を要因とする一要因の分散分析を行なったところ、主効果は有意でなかった ($F(2, 39) = .5, n.s.$)。

3-2-4. 事件の経緯の判断における誤答率と正確度

事件の経緯に関する誤答率は、紙条件で14.3% ($SD = 36.3\%$), ビデオ条件で28.6% ($SD = 46.9\%$), KTH条件で28.6% ($SD = 46.9\%$)であった。誤答率について参照媒体を要因とする一要因の分散分析を行なったところ、主効果は有意でなかった ($F(2, 39) = .5, n.s.$)。ま

た、事件の経緯に関する判断の換算確信度（紙条件：1.5, $SD = 2.6$, ビデオ条件：1.3, $SD = 2.7$, KTH条件：.6, $SD = 2.1$)について、参照媒体を要因とする一要因の分散分析を行なったところ、主効果は有意でなかった ($F(2, 39) = .5, n.s.$)。さらに、誤答項目の内容について調べたところ、最も多かったのが①事件以前の取引に関わった人物に関する誤答（紙条件：2件, ビデオ条件：1件）、②殺害に関する項目の誤答（ビデオ条件：2件, KTH条件：1件）であり、次いで③被告人が「計画」を認知した場所に関する誤答（ビデオ条件：1件 KTH条件：2件）、④拳銃依頼時期に関する誤答（紙条件：1件）であった。

3-2-5. 有罪無罪判断

被告人A, B, Dについては3条件ですべての参加者が有罪であると判断したため、被告人Cの有罪率について参照媒体を要因とする一要因の分散分析を行なったところ、主効果が有意傾向を示したため ($F(2, 39) = 2.2, p < .10$), LSD法による多重比較を行なった。多重比較の結果、紙条件とKTH条件, ビデオ条件とKTH条件との間に有意な傾向がみられた ($MSe = .0$,

$p<.10$)。さらに、有罪無罪判断の理由の記述において誤答項目がみられたのは、被告人 A, B, C に関する判断であり、被告人 D に関する判断には誤答項目がみられなかった。各被告人に対する、有罪無罪判断の理由の誤答率は Table 3 に示した通りであった。有罪無罪判断の理由の誤答率について、参照媒体を要因とする一要因の分散分析を行なったところ、被告人 A に対する有罪無罪の判断理由における誤答率について主効果が有意であったため ($F(2, 39) = 3.5, p < .05$)、LSD 法による多重比較を行なった。多重比較の結果、紙条件と KTH 条件、ビデオ条件と KTH 条件との間に有意な傾向がみられた ($MSe = .1, p < .10$)。

3-2-6. 「計画」の認知

各被告人に関する「計画」認知判断率は Table 4 の通りであった。各被告人について、参照媒体を要因とする一要因の分散分析を行なったが、いずれの被告人に関しても「計画」認知判断率については主効果がみられなかった ($F(2, 39) = 4.7, p < .05$)

3-2-7. 「計画」認知判断の根拠

各被告人に関する「計画」認知判断の根拠別

の判断率は Table 5 の通りであった。各被告人に対する根拠別に参照媒体を要因とする一要因の分散分析を行なったところ、被告人 A が「計画」を立てたとする根拠を「本人自白」とした割合について、主効果が有意な傾向を示したため ($F(2, 39) = 2.4, p < .10$)、LSD 法による多重比較を行なった。多重比較の結果、紙条件と KTH 条件、ビデオ条件と KTH 条件との間に有意傾向がみられた ($MSe = .2, p < .10$)。

3-2-8. KTH 条件の参照方法

KTH 条件において、参加者がどのような参照方法をとっているものであるかを観察したところ、参加者の KTH の仕方には違いがみられた。本研究で作成した KTH には上からビューだけでなく、横からビューを参照するために KTH を回転させるという回転機能があったが、この機能を使用せずに参照する参加者がいたことが分かった。さらに、実験途中で KTH の操作方法について質問を行なった参加者もいた。質問を行なう参加者は他の 2 つの条件にはいなかった。また、わかりやすいと評価した参加者は時系列での参照が可能であることを理由に挙げる参加者が多かった。

Table 3 被告人別にみた有罪無罪判断における誤答率の平均値の 3 条件の比較

被告人 条件	A			B			C		
	紙	ビデオ	KTH	紙	ビデオ	KTH	紙	ビデオ	KTH
誤答率(%)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	21.4 (42.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	7.1 (26.7)	7.1 (26.7)	7.1 (26.7)	0.0 (0.0)

※括弧内はSDを表す

Table 4 被告人別にみた「計画」認知判断率の 3 条件の比較

被告人 条件	A			B			C			D		
	紙	ビデオ	KTH	紙	ビデオ	KTH	紙	ビデオ	KTH	紙	ビデオ	KTH
判断率(%)	100.0 (0.0)	100.0 (0.0)	100.0 (42.6)	100.0 (0.0)	92.9 (26.7)	92.9 (26.7)	78.6 (42.6)	57.1 (51.4)	57.1 (51.4)	64.3 (49.7)	71.4 (46.9)	50.0 (51.9)

※括弧内はSDを表す

Table 5 被告人別にみた「計画」認知判断の根拠に関する3条件の比較

被告人 条件	A			B			C			D			
	紙	ビデオ	KTH	紙	ビデオ	KTH	紙	ビデオ	KTH	紙	ビデオ	KTH	
根拠割合 (%)	本人自白	28.6 (46.9)	7.1 (26.7)	42.9 (51.4)	92.9 (26.7)	69.2 (48.0)	69.2 (48.0)	63.6 (50.5)	37.5 (51.8)	50.0 (53.5)	22.2 (44.1)	30.0 (48.3)	42.9 (53.5)
	共犯自白	64.3 (49.7)	85.7 (36.3)	64.3 (49.7)	42.9 (51.4)	53.8 (51.9)	15.4 (37.6)	63.6 (50.5)	62.5 (51.8)	0.0 (0.0)	22.2 (44.1)	40.0 (51.6)	14.3 (37.8)
	言及なし	21.4 (42.6)	14.3 (36.3)	21.4 (42.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	30.8 (48.0)	18.2 (40.5)	12.5 (35.4)	50.0 (53.5)	66.7 (50.0)	50.0 (52.7)	57.1 (53.5)

※1 括弧内はSDを表す

※2 †印は条件間で有意傾向（10%水準）がみられたことを示す

3-3. 考察

3-3-1. 理解度テスト

理解度テストの正答率は3条件で有意な差はなかったが、ビデオ条件が比較的高い正答率であったことが分かった。このことは、音声提示よりも視覚提示の方が命題数の多いときほど正答率が高くなるとした滝田・中山（2004）の研究結果にそぐわない。これには、刺激となった文章の量的、質的違いが影響していると考えられる。滝田らの研究で扱われたのは単純な構造の、簡単な内容の短文の集合であり、一方、本研究で扱ったのは、1つの出来事に関する複雑な内容で、語る人ごとに視点が異なることから構造も複雑なものとなっており、またその分量も膨大な文章であった。したがって、滝田他（2004前出）の結果をそのまま本研究へあてはめることは困難であるといえよう。ここで、ビデオ条件の理解度テストの正答率が比較的高くなった要因について考察すると、3つの可能性が考えられる。1点目は、ビデオ条件の参照方法が受動的な聞き取りであったことである。ビデオ条件では、朗読ビデオを見て（聞いて）、その内容について適宜メモをとるといった制限された作業を行っていた。一方、他の2条件では、能動的に「自由な」参照作業を行っていた。つまり、供述調書を参照してメモをとるとい、ビデオ条件と共通の作業に加え、他の2条件ではどの供述調書をどのような順番で参照していくかと

いうことを選択するという作業も必要であった。その上、対立主張項目を被告人ごとに比較するためには、紙条件では要約表をめくって供述を探すこと、KTH条件ではKTHを操作して供述を探し、選択して表示させるという作業が求められていた。したがって、ビデオ以外の条件では、参照作業において「認知負荷」が大きいといえる。吉村・植野（1994）によると、読解過程における「認知負荷」によって情報保持量が減少し、その結果、内容理解のための文章理解は低下するとされている。このことから、ビデオ条件ではこの「認知負荷」が3条件で最も低くなり、その結果、文章理解の低下が避けられた可能性が考えられる。さらにビデオ条件では、時系列順に供述調書が読み上げられていた。対立主張項目ごとや各被告人に応じて供述調書を交互に読む、などといった「自由な」参照は許されていなかった。代わりに、ビデオ条件は事件の流れに沿った、供述録取日順の時系列を提示されていた。したがって、時間の流れに沿って供述調書を参照でき、供述調書の時系列を他の条件よりも把握しやすかった可能性がある。他にも、参加者の属性や参加者の少なさが起因となった可能性も考えられる。

3-3-2. わかりやすさ評定

わかりやすさ評定については紙条件よりもビデオ条件が低く評価されたことが分かった。ビ

ビデオ条件の参加者が比較的低くわかりやすさを評価していた要因は、手がかりの少なさが原因であると考えられる。なお、KTHのわかりやすさ評価は、「ややわかりにくい」というものであった。その理由については、2つの可能性が考えられる。それは、操作性と機能性の問題であり、これらは前述の「認知負荷」の問題とも関わる。まず操作性の問題は、実験中に質問を行なう参加者が、KTH条件にのみいたことから推察される。つまり、表を渡された場合（紙条件）にはそれぞれの行と列に何が記されているかについての説明さえあれば、読解方法についてわざわざ尋ねる必要はなく、あるいはビデオを見せられた場合（ビデオ条件）にはその映像が何を表したものであるかについての説明さえあれば、視聴方法について尋ねる必要はない。表の読解方法もビデオの視聴方法も、多くの人にとっては既に学習されている情報獲得手段であるためである。一方KTH条件だけが、全く新しい装置を提示され、一からその操作方法を獲得しなければならないという状況であった。この状況からKTH条件の参加者が「(分量の多い) 供述調書を読む日常的とはいえない体験」だけではなく、「一度もみたことのない装置を使うという体験」をも経なければならなくなり、そのために「わかりやすい」とは評価されなかったものと考えられる（KTH条件の参加者の中にはわかりにくさの要因として「操作がややこしい」ことを挙げた参加者もいた）。加えて、操作に慣れるまでに時間がかかり、供述調書の内容をすべて把握するに至らなかったという可能性もあったと考えられる。次に機能性の問題であるが、「一名の供述だけに限定して表示させた状態でそのなかの一つをクリックすると、全員分の供述が表示された状態に戻ってしまうので、今自分がどの供述を読んだのかが分からなくなってしまった」、「四角（著者注：フラグメントのことである）が重なる部分が多かった」という回答

からも分かる通り、使いづらい機能によって「わかりやすさ」が減ってしまった可能性があると考えられる。

3-3-3. 事件の経緯に対する判断と実験の所要時間

事件の経緯に関する換算確信度をみると、全体として低いことが分かった。有意差はなかったものの、特にKTH条件において換算確信度が低かった。KTH条件は比較的確信度はあまり高くなく、やや誤りやすいことが示唆された。さらに、KTH条件と紙条件、ビデオ条件いずれの間でもKTH条件のほうが実験時間が有意に長かったことが分かっており、記録から、特に質問紙②の「事件に対する判断」に多くの時間が割かれていたことが判明している。つまり、KTH条件は他の2条件に比べて事件に関してより長い時間をかけて判断していたことが分かった。ただし、KTH条件ではSDが大きいことから、KTHによる効果であったのか、個人差であったのか判然としない。実験時間についてはある程度制限するなどの実験条件を見直して再度検討する必要がある。

また、事件の経緯に関する誤りの内容についてみると、「計画」に関する部分が多かった。これは、事件における争点が「計画」であるため、「計画」に関する項目が供述調書の中でそもそも多かったこと、判断を求められた争点に着目して判断する参加者が多かったことが要因である可能性が考えられる。さらに、誤答した「計画」の内容についてみてみると、「計画」を被告人らが認知するような内容で供述調書について誤答していることが示唆された。これはストーリーモデル（Story Model；Pennington & Hastie, 1988）で説明できる可能性がある。ストーリーモデルとは証拠の判断が難しいときに判断を求められると、人は一貫したストーリーを立て、そのストーリーに沿って事件を判断するというモ

デルである。本研究の参加者も同様に、検察官のストーリーをはじめに提示されたことからそのストーリーに沿って判断していったことが考えられる。しかし、本研究では事件の経緯について自由記述で回答を求めていることから、その参加者がどの程度、判断した内容を回答として記入するかという「判断の表出量」については検討できていなかった。したがって参加者の「判断の表出量」の違いという「読み手要因」によるものであったという可能性も捨てきれない。また、「計画」に関する判断の誤答項目の中で、「被告人Aが計画を立てた」という判断の根拠となったのが「被告人Aの自白」であると誤答していた割合が、他の条件よりもKTH条件のほうが高い傾向にあることが分かった。これは、フラグメントの色に起因するものと考えられる。Figure 6のKTHをみると、「自白」をしていない被告人Aのフラグメントの色と、「自白」をしている被告人Bのフラグメントの色が非常に似ていることが分かる。このことから、KTH条件の参加者は、フラグメントの色の区別のしにくさから、誤答した可能性があると考えられる。

3-3-4. KTHによる虚偽性検出

本研究の結果からは、KTHによる虚偽性検出については明らかにすることはできなかった。これにはまず、そもそも質問紙の中に虚偽性に関する質問項目はなく、そのために回答がなかった可能性が考えられる。本研究では直接的に尋

ねることで誘導になることを避けようとしたため、結果として、虚偽性検出に関する回答を得ることができなかった。このことから、参加者が自発的に虚偽性について言及することの困難さが示唆された。次に、虚偽自白に対する気づきの困難さが考えられる。専門家である裁判官が誤るほどの虚偽自白の検出は非常に困難な作業であることは疑いがない。また、本来は供述分析の専門家が供述調書の鑑定のために作成した資料であり、それをそのまま提示されたからといって、すぐに虚偽自白に気づけるとは考えにくい。ただ、KTHは対立項目における供述内容の分布が視覚的に提示されていることから、何らかの思考の端緒が与えられることが予想されていた。しかしながら、虚偽性検出について言及できた参加者はいなかった。これは、わかりやすさ評定における自由記述から考えると、紙条件、KTH条件では本研究の供述調書の参照時間が短かったことが要因であると考えられる。また短時間で判断するには分量も多かったとの回答もみられたことから、判断時間や参照時間の短さが要因であった可能性も考えられる。また、KTHは、供述分析を視覚化し、かつそれを説明するためのツールであったため、作成者、および説明、説得者が「わかりやすい」ように、作られていた。そのため、説得を受ける側における「わかりやすさ」という点については考慮されていなかった。このことが、KTHが「わかりやすい」と示されなかった要因となった可能



Figure 6 KTHにおける被告人A, Bのフラグメントの色の比較

性がある。つまり、説得する側の「わかりやすさ」と説得される側の「わかりやすさ」とには何らかの間隙があった可能性がある。さらなる検証が必要である。

4. 結論

4-1. 本研究の結果と意義

本研究では、裁判員裁判を想定して、複雑な否認事件で虚偽自白が疑われる事件の供述調書に関して、裁判員が参照する媒体（紙条件、ビデオ条件、KTH条件）によっていかなる違いが出るのかを検証し、KTHシステムがどのような点でわかりやすいのかを調べた。従属変数は、理解度テスト、わかりやすさ評定、事件経緯の判断であった。

3条件の比較から、KTH条件と他の2つの条件との間には、有意差はみられなかった。事件の判断においてもKTH条件は、確信度が低く、誤答しやすい傾向が明らかになった。本研究の結果からKTHシステムが誤答のしやすさを誘引し、わかりやすく提示できない理由としては、実験時間の長さや、KTHシステムの機能性、操作性も要因となっている可能性が示唆された。さらに、虚偽性検出に関しては、回答の求め方や、提示の仕方が要因となって、虚偽性検出は行なえなかったことから、探索的に検討する必要があることが分かった。

4-2. 今後の展望と課題

以上のことから、本研究はKTHシステムの弱点となる点について把握することができたという意義をもつものであるといえる。加えて、KTHシステムが本来は供述分析の結果を示すためのものであったことから、作成側が「わかりやすい」とたとえ判断したとしても、提示される側にとっては非常に「わかりにくい」状態になりやすかった。作成者による説明がない限り、

作成した側と提示された側との間には「わかりやすさ」について認識に違いが生じてしまう可能性が示唆された。さらに、作成者と説得者との間にもこうした「わかりやすさ」の違いが生じている可能性もあることが分かった。このことは、今後、KTHシステムを実際に裁判上、用いた場合には必要不可欠な検証であるといえる。今後はこの点に留意した研究（わかりやすさに関する探索的な研究、KTHシステム使用の説得場面の研究など）が必要である。また、本研究の参加者はすべて大学生であったことから、比較的、コンピュータ操作に慣れていると考えられる属性についてのみの検討にとどまった。今後は、裁判員の多数を占める社会人や、定年退職後の人々から参加者を募って研究を行なう必要もあるといえる。さらに、理解支援を目指す際には、各媒体の参加者がどの供述調書にどの程度触れたかという点についても確認すべきであろう。2009年に始まって間もない裁判員裁判であるが、「視覚化」の要請は強く、供述分析に関しても鑑定のためだけでなく、その鑑定結果をわかりやすく裁判員らに見せることが求められる。このことは供述分析だけに限った話ではなく、裁判員裁判全般にいえることである。今後は、「視覚化」の研究の蓄積のある認知心理学や教育心理学分野での知見を生かし、KTHシステムをさらに実用的にしていくことを目指したい。

5. 謝辞

本論文作成にあたり、関西自白研究会の浜田寿美男先生、脇中洋先生、村山満明先生、大倉得史先生、我藤諭さん、立命館大学の稲葉光行先生、岡本直子先生、斎藤進也さん、立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構ポストドクトラルフェローの山崎優子さんから多くの助言、ご協力を得た。ここに感謝の意を

述べます。

6. 引用文献

- Gudjonsson, G. (1992) *The psychology of interrogations, confessions and testimony*. New York: John Wiley & Son. 庭山英雄・渡部保夫・浜田寿美男・村岡啓一・高野隆 (訳) (1994) 「取調べ・自白・証言の心理学」. 酒井書店.
- 浜田寿美男 (2005) 「自白の研究：取調べる者と取調べられる者の心的構図」. 北大路書房.
- 浜田寿美男 (2008) 裁判員制度のもとで供述鑑定は意味をもちうるか (特集：裁判員制度—死刑を下すのは誰か). 現代思想, 36, 99-107.
- 浜田寿美男・伊藤哲司 (2010) 犯罪捜査と人間の心理. 「『渦中』の心理学へ 往復書簡 心理学を語りなおす」. 新曜社.
- 小笠原安里子 (2006) 食い違いの見られる証言についての供述心理学的検討～浜松事件を題材に～. 立命館大学応用心理学演習卒業論文集, 2, 1-17.
- Pennington, N. & Hastie, R. (1988) Explanation-Based Decision Making: Effects of Memory Structure on Judgment. *Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory, and Cognition*, 14, 521-533.
- 最高検察庁 (2009) 裁判員裁判における検察の基本方針. http://www.kensatsu.go.jp/saiban_in/img/kihonhoshin.pdf (2012年1月11日)
- 最高裁判所 (2009) 裁判員制度～平成21年5月スタート～ 裁判員制度Q & A. http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c1_1.html (2012年1月11日)
- 最高裁判所 (2011) 裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書 (平成22年度). http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05-10jissijyoukyou/h22_keikensya.pdf (2012年1月11日)
- 斎藤進也・稲葉光行 (2008) 地域の知を集める～協動的ナラティブの蓄積による日本文化のアーカイブの構築. 情報処理学会研究報告, 2008-CH-78 (9), 61-68.
- 佐藤文哉 (2003) 裁判員裁判にふさわしい証拠調べと合議について. 判例タイムズ, 54, 4-12.
- サトウタツヤ (編) (2009) 「TEM ではじめる質的研究」. 誠信書房.
- 滝田亘・中山実 (2004) 視覚と聴覚による文章の提示と記憶への影響. 日本教育工学雑誌, 27 (Suppl.), 81-84.
- 山田早紀 (2011) 自白供述分析の3次元視覚化システムにおけるテクノロジー—法学, 心理学の融合のかたち. 法と心理, 10 (1), 107-109.
- 吉村宰・植野真臣 (1994) テキストメディアに伴う認知負荷の内容理解への影響. 日本教育工学雑誌, 17, 175-184.
- (2012. 1. 16 受稿) (2012. 3. 8 受理)

